

調 達 公 告

公募型コンペティション方式により業務の受託業者を選考するので、次のとおり公告する。

令和3年11月25日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務名 「とっとり県政だより」デザイン業務

(2) 業務の内容

県広報紙「とっとり県政だより」のレイアウト・デザイン業務を行う。詳細は別紙1のとおりとする。

(3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 予算額 金15,939千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格要件

この公募型コンペティションに参加できる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画のデザイン企画に登録されている者であること。

なお、本件コンペティションに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和3年12月3日(金)正午までに5の(2)の場所に提出すること。この際、本件コンペティションに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に5の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件募集の日から企画に係る書類(以下「企画書等」という。)の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件募集の日から企画書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 鳥取県に本社、支社又は営業所その他の営業の拠点を有し、本業務を遂行するに当たっては5の(1)における協議(オンライン可)、データ・原稿等の持参に支障がないこと。

(6) 専属又は所属のデザイナーが複数人在籍しており、本業務と同等の業務(機関誌、情報誌等)の履行経験がある等、委託業務を的確に遂行するに足る能力を有していること

3 審査会の設置

(1) 企画書等を審査するため、「とっとり県政だよりデザイン業務コンペティション審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。

(2) 審査会は3名以上で構成する。

(3) 審査に当たっては、参加者によるプレゼンテーションを実施する。

4 選定方法

(1) 評価方法

別に定める「とっとり県政だよりデザイン業務コンペティション評価要領」に基づいて評価を行う。なお、見積書は、予算の範囲内で実施可能な企画であるか否かを判断する資料として使用する。

(2) 選定方法

(1)により最も高い得点を獲得した者を最高順位の参加者として選定する。なお、

最高順位の参加者以外の者についても得点順に順位付けを行う。

(3) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果は、プレゼンテーションの日から14日以内に文書で参加者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県令和新時代創造本部広報課のウェブページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouhouka/>) で公表するものとする。

イ 通知の内容のうち審査結果については、全ての参加者の順位及び得点とする。ただし、参加者名については、最高順位の参加者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

ウ 公表の内容のうち審査結果については、全ての参加者の順位及び得点とする。ただし、参加者名については、最高順位の参加者のみ記載するものとする。

5 応募手続

(1) 提出先及び問合せ先

鳥取県令和新時代創造本部広報課広報担当
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
電話番号 0857-26-7840 ファクシミリ 0857-26-8122
電子メール kouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
電話番号 0857-26-7431

(3) 実施要領等の交付

令和3年11月25日(木)から令和3年12月13日(月)までの間にインターネットの鳥取県令和新時代創造本部広報課のウェブページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouhouka/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和3年11月25日(木)から令和3年12月13日(月)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付資料

- ・調達公告
- ・令和3年度「とっとり県政だより」デザイン業務コンペティション実施要領
- ・とっとり県政だよりデザイン業務コンペティション評価要領

(4) 参加届の提出

コンペティションに参加を表明する者は、令和3年12月13日(月)午後5時までに、別紙2の参加届を(1)へ電子メールで提出するとともに、提出後は(1)に電話連絡を行い、受領された旨を確認すること。

(5) 企画書等の提出

コンペティション参加者は、参加の表明後、次の提出物を作成し、令和4年1月5日(水)午後5時までに持参又は送付の方法により(1)へ提出するものとする。

なお、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務の内書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

提出物	提出部数
① 企画書 (広報紙作成にあたっての基本的なデザインのねらい、意図、取り組み方針などについて)	4部
② 「とっとり県政だより」デザイン見本 仕様はA4判縦右開き、8ページ(文字は縦書きを基本とし、横書きも混在)とし、別紙3を基に作成すること。	4部

③ 会社概要	1 部
④ 担当デザイナーの体制・氏名・経歴・実績	1 部
⑤ 見積書（内訳を含む）	1 部

(6) 企画書等の無効

参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたものは無効とする。

(7) 参加者の失格

審査委員又はその予定者に対し、選考に対する働きかけを行った者は失格とする。

(8) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、参加者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった参加者の企画書等に係る著作権は、参加者に帰属する。

ウ 県は参加者に対して、企画書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(9) 企画書等の取扱い

企画書等は、原則として返却しない。なお、県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断でコンペティション以外の用途には使用しない。

(10) 企画書等作成に関する質疑応答

企画書等の作成に当たり質問がある場合は、令和 3 年 12 月 3 日（金）午後 5 時までに（1）へ電子メールで送付すること。（任意様式）

なお、質問及び回答については、令和 3 年 12 月 9 日（木）午後 5 時までに鳥取県令和新時代創造本部広報課のウェブページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouhouka/>)で公開する。

6 プレゼンテーションの実施

(1) 日時及び場所

企画書等の内容について審査を行うため、別途指定する日時及び場所において、参加者によるプレゼンテーションを実施する。

(2) 参加資格

参加資格要件を満たす者であって、5（6）の無効要件に該当しない企画書等を提出し、かつ同（7）の失格要件に該当しない者とする。ただし、参加者が多数（10 者以上）の場合には必要に応じて書類審査による選抜を行い、結果を令和 4 年 1 月 24 日（月）までに参加者全員に通知する。

(3) その他

ア プレゼンテーションは 10 分以内とする。プレゼンテーション終了後は、審査員からの質問時間を 10 分設ける。

イ その他、プレゼンテーションの実施に係る詳細は別途プレゼンテーション参加者へ通知する。

7 契約の締結

4 の（2）により最高順位の参加者として選定された者と契約締結の協議を行ない、見積書を徴して契約を締結する。協議が不調のときは、4 の（2）により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

8 契約保証金

契約者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 令和3年11月25日(木) | 県ウェブサイト掲載(公募開始) |
| (2) 令和3年12月3日(金) | 企画書等作成に関する質問期限 |
| (3) 令和3年12月9日(木) | 質問への回答期限 |
| (4) 令和3年12月13日(月) | 参加届提出期限 |
| (6) 令和4年1月5日(水) | 企画書等提出期限 |
| (7) 令和4年1月24日(月) | 審査会案内(事前審査の結果)送付 |
| (8) 令和4年2月2日(水) | 審査会開催 |
| (9) 令和4年2月15日(火) | 審査結果の通知・契約協議開始 |

10 その他

(1) 暴力団の排除

契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) その他

詳細は、「令和3年度『とっとり県政だより』デザイン業務コンペティション実施要領」による。